

日本政府に核兵器禁止条約への参加・調印・批准を求める意見書

国際法史上初めて核兵器を違法なものとした「核兵器禁止条約（以下「条約」という。）」が、2021年1月22日発効されました。

この条約では、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章や国際法等に反するものとし、開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵、使用、使用の威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動をいかなる場合も禁止しています。

また、核保有国の加盟について規定し、被爆者や核実験被害者への援助についても明記されました。

2017年から条約への署名が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれてきています。

以上のことから、唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界を実現するため、核兵器禁止条約に早急に参加・調印・批准されますよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和3年3月19日

伊 那 市 議 会